

# どさんこしまんちゅプロジェクト パートナー 申込書 兼 登録契約書

## どさんこしまんちゅプロジェクト パートナー

年次  
会費

55,000 円(税込)

- ①各種セミナーやパートナー交流会、イベントへの参加権利
- ②どさんこしまんちゅプロジェクト「パートナー」呼称権利
- ③どさんこしまんちゅプロジェクト「ロゴ」利用権利
- ④どさんこしまんちゅプロジェクト「ホームページ」へのロゴ掲出
- ⑤どさんこしまんちゅプロジェクト 事務局メルマガの購読

どさんこしまんちゅプロジェクト・パートナーの申込を希望される方は、以下の契約内容を十分に確認いただき、本どさんこしまんちゅプロジェクト・パートナー申込書兼登録契約書の各項目に必要事項を記入の上、事務局にFAXもしくはメール添付での送信をしてください。年次会費(登録料)については、指定いただく金融機関より口座振替にて支払いをしていただきます(別紙「預金口座振替依頼書/自動振替利用申込書」に必要事項を記入いただき、事務局まで郵送をお願いいたします)。入金が確認された場合に入会(登録契約)が成立いたします。

■ 以下項目の全てにご記入をお願いいたします。

①申込日	年 月 日
②企業・団体名	(正式名称にてご記載願います)
③企業・団体 住所	〒
④ご担当者様 部署名	
⑤ご担当者様 役職名	
⑥ご担当者様 氏名	(ヨミガナ)
⑦ご担当者様 お電話番号	
⑧ご担当者様 Eメールアドレス	

■ 以下欄はご希望がある場合にご記入をお願いいたします。

メールマガジン: 配信先追加登録1	氏名		Eメールアドレス	
メールマガジン: 配信先追加登録2	氏名		Eメールアドレス	
メールマガジン: 配信先追加登録3	氏名		Eメールアドレス	
メールマガジン: 配信先追加登録4	氏名		Eメールアドレス	

◎契約条件

【①有効期間】2022年4月～2023年3月末日までとします。【②年次会費(登録料)】55,000円(税込)とします。※期間途中に入会した場合も同額となります。【③資格喪失】自己または自己の代理人若しくは媒介をする者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下、総称して「暴力団員等」という。)に該当することが判明した場合、および、次の各号のいずれかに該当することが判明した場合、何らの催告をすることなく直ちに本資格を喪失します。(1)暴力団員等が経営を支配している、または経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること(2)自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること(3)暴力団等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること【④退会】退会を希望する場合は、事務局にFAX送付もしくはメール送信で退会連絡をしてください。【⑤年次会費(登録料)の不返還】パートナーの資格喪失および退会をした場合、支払い済みの年次会費(登録料)は返還されません。【⑥次年度の継続更新】有効期間の2月末までに退会のお申し出が無い場合は、次年度の入会(登録契約)を自動継続更新とします。

どさんこしまんちゅプロジェクト事務局

〒060-8711  
札幌市中央区大通西3丁目6  
北海道新聞社ビジネス開発本部 内

☎ 011-210-6145  
☎ 080-3235-1329 (事務局長・寺町)

◇FAX 011-210-6384  
◇E-mail t-seig@hokkaido-np.co.jp  
(事務局長・寺町)